

## 利活用部会設置要領

### (総則)

第1条 滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき利活用部会（以下「部会」という。）を設置することとし、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会部会運営規程（以下「運営規程」という。）によるもののほか、部会の運営についてこの要領に定めるものとする。

### (業務)

第2条 部会は、規約第3条に掲げる業務にかかる県域無料Wi-Fiの利活用に関することを所掌する。

### (組織)

第3条 運営規程第2条の規定に基づく部会の部会長および部会員は別表のとおりとする。

### (事務局)

第4条 部会の事務局は、西日本電信電話株式会社滋賀支店に置く。

#### 付 則

この要領は、平成28年10月18日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成29年2月17日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

	団 体 名
部会員	公益社団法人びわこビジターズビューロー
部会員	エレコム株式会社
部会長	西日本電信電話株式会社滋賀支店
部会員	近江ディアイ株式会社
部会員	株式会社滋賀銀行
部会員	株式会社ナユタ
部会員	国立大学法人滋賀大学
部会員	公立大学法人滋賀県立大学
部会員	滋賀県県民生活部情報政策課
部会員	滋賀県商工観光労働部中小企業支援課
部会員	滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課